

**【受講生 500 名突破！】ハラスメントの相談件数は年間 120 万件…
職場でのトラブル回避方法を企業に伝授するスペシャリスト！
雇用クリーンプランナー（特定社会保険労務士）小野 純（おの・じゅん）**

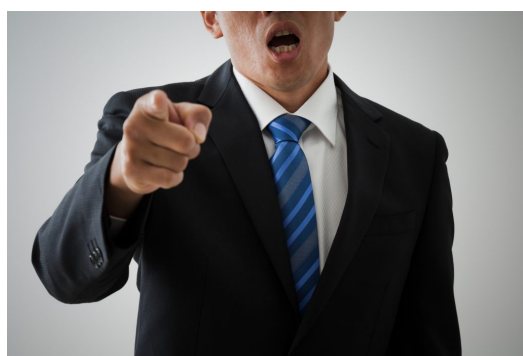


**～パワハラ防止法施行後もハラスメントが増え続けるニッポン～
厚労省の総合労働相談コーナーには年間 120 万件の相談が寄せられる！**

▼パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が 2020 年 6 月に施行され、

さらに、2022 年 4 月からは全企業に対し「ハラスメント相談窓口の設置」が義務化されたが、
いまだハラスメント関連の相談件数は増加…。

⇒厚労省によると、総合労働相談コーナーに寄せられた相談は年間 120 万件に上る。



**【ハラスメントの予防方法を提案するスペシャリスト・小野純】
ハラスメント・労働トラブルを想定して、未然に防ぐ雇用クリーンプランナー**

▼そんな中、注目されているのが、「雇用クリーンプランナー（旧称：労働トラブル相談士）。

⇒自社内でどのような対策を取っておけば、「ハラスメント問題が起きないか？」

「不適切な企業にならないか？」「労働者とのトラブルを招かないか？」など、

様々な労働トラブルを想定して、適切な予防・改善手段を提案する専門家。

雇用クリーンプランナー・小野純氏が直伝！ハラスメントになる NG 行為

★雇用クリーンプランナーのオンライン講座で解説も務める小野純氏によると、

下記のような発言や行動をするだけで、

「ハラスメント」になってしまうので注意が必要だという！



▼「おじさん、おばさん、坊や、お嬢さん」などと呼ぶのは、NG！

男性から女性だけでなく、女性から男性、同姓に対してこのような呼称で呼ぶのは、NG！

▼相手を否定する言葉やプライベートを否定する言葉は、NG！

「性格が悪い」「根性が無い」など相手を否定する言葉や、

「付き合ってる相手もないのだし、仕事に専念して」などプライベートを否定するのはNG！

▼採用面接で生活環境に関して質問するのは、NG！

「通勤は自宅からですか？」など生活環境について聞くのはNG！

さらに、「お父さんの仕事は？」など家族のことを聞くのもNG！

その他、「営業でアポが取れなかった日に罰金制度がある」

「全員参加のイベント等に一人だけ呼ばない」などもハラスメントになるのでNG！

【雇用クリーンプランナー・小野純氏について】

**全従業員が正しい知識を身につけることで、組織マネジメントも円滑に！
オンライン講座「雇用クリーンプランナー認定講座」の解説を務める**

▼小野氏が解説を務めるオンライン講座が、「『雇用クリーンプランナー』認定講座」。

⇒全 30 回、授業時間 20 時間をかけて、ハラスメント、などの基礎からスタート。

徐々に専門知識を身につけられる。受講後「雇用クリーンプランナー」の受験資格が付与される。

⇒この講座は、すべての従業員が正しい知識を身につけることで、ハラスメントの未然予防、社内体制の整備・構築、問題解決の支援など、全国で活躍をすることができます。

*「雇用クリーンプランナー」認定講座公式サイト：<https://caa.or.jp/certification/>

【企業お問い合わせ先】

一般社団法人クリア人財育英協会

電話：03-6380-8095

MAIL：ota@sakk.jp

HP：<https://sakk.jp/>

担当：大田